

入札の注意事項

- (1) 指定の入札書に必要事項を記載し、記名押印のうえ、封をして提出すること。
- (2) 代理人が入札を行う場合は、入札前に委任状を提出すること。(本人の場合は、名刺を提出すること。)
- (3) 提出した入札書は、書換え、引換え、撤回をすることができない。
- (4) 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
 - ① 入札参加資格を有しない者が入札をした場合
 - ② 入札について不正の行為があった場合
 - ③ 指定の日時までに入札書が到着しなかった場合
 - ④ 指定の日時までに入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。)を納めない場合又は入札保証金の納付額が不足している場合(入札保証金が免除の時は該当しない)
 - ⑤ 金額その他必要事項を確認し難い場合又は記名押印(代理人が入札する場合は代理人の記名押印を含む。)のない場合
 - ⑥ 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出した場合
 - ⑦ 他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした場合
 - ⑧ 入札書の金額の表示を改ざん、又は訂正した場合
 - ⑨ 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記した場合
 - ⑩ 前各号のほか、特に指定した事項に違反した場合
- (5) (ア) 予定価格が事前公表されている場合は、入札回数は1回とする。
(イ) 予定価格が事前公表されていない場合は、入札回数は2回までとする。
2回の入札で落札者がいない場合は、直ちに随意契約に移行することがある。このときは、最低の価格をもって入札した者から原則として、1回見積書を徴する。
- (6) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (7) 指名業者は、入札執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
 - ① 入札執行前にあつては、入札辞退届を直接持参し、又は郵送(入札期日の前日までに到達のものに限る。)して行うこと。
 - ② 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行うこと。
- (8) 見積合せを行う場合は、入札に準じる。
- (9) 仕様書等の内容に質疑がある時は、書面(電話連絡後のFAX可)により行うこと。